環循規発第 2002251 号
令和２年２月 25 日

各都道府県・各政令市産業廃棄物行政主管部(局)長　殿

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長
（公印省略）

優良産廃処理業者認定制度の運用について（通知）

産業廃棄物の収集運搬・処分に関わる業は広い意味でのインフラであり、産業廃棄物処理業者が地域社会と連携しつつ、その社会的地位を向上させることは、循環型社会の構築に向けて重要であり、このような認識の下、「平成 30 年度優良産廃処理業者認定制度の見直し等に関する検討会」の報告書が取りまとめられ、令和元年５月 29 日に中央環境審議会循環型社会部会に報告されたところである。

この報告書の内容も踏まえ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和２年環境省令第５号）が令和２年２月 25 日に公布され、その一部は同日から施行されることとなった。

ついては、同令による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号。以下「規則」という。）のうち、公布の日に施行される部分について、留意すべき事項を次のとおりお知らせするので、優良産廃処理業者（優良認定基準（規則第９条の３、第 10 条の４の２、第 10 条の 12 の２及び第 10 条の 16 の２に規定する基準をいう。以下同じ。）に適合する者として廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に基づく許可を受けた産業廃棄物処理業者をいう。以下同じ。）認定制度の運用に遺漏なきを期されたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の４第１項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

現に優良産廃処理業者ではない者として許可を受けている者が、当該許可の更新期限の到来を待たずして、改めて優良産廃処理業者として許可の更新を受けるための申請を行うことについては、「許可更新期限の到来を待たずして許可の更新を行う場合の優良認定の付

与について」（平成 25 年８月 27 日付け環廃産発第 13082712 号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知）及び「優良産廃処理業者認定制度の事業の透明性に係る基準について」（平成 30 年６月８日付け環循規発第 1806081 号当職通知）において、一定の場合に限り認めるべき旨を示してきたところである。

今般、優良産廃処理業者の制度の活用を更に促す観点から、場合を限らず、現に受けている許可の更新期限の到来を待たずして、改めて優良産廃処理業者として許可の更新を受けるための申請を行うことを認めることとしたので、以後はそのように取り扱われたい。なお、現に優良産廃処理業者として許可を受けている者が更新期限の到来を待たずして優良産廃処理業者として許可の更新を受けることも、原則として差し支えない。

認定を受ける際に、遵法性に係る優良認定基準（規則第９条の３第１号、第 10 条の４の２第１号、第 10 条の 12 の２第１号及び第 10 条の 16 の２第１号）については、原則として従前の許可の有効期間において特定不利益処分を受けていないことが必要となるが、更新期限の到来を待たずして申請を行う場合には、従前の許可の有効期間が５年に満たないときがあるところ、そのようなときは直近の５年間に特定不利益処分を受けていないことが必要となる。この５年間は連続して許可を受け続けている必要がある（その途中に許可の更新があることは差し支えない。）ため、いまだ最初の許可を受けてから５年に満たない者が更新期限の到来を待たずに優良産廃処理業者として許可を受けることはできないことに留意されたい。

なお、更新期限の到来を待たずして優良産廃処理業者として許可の更新を行った場合、その新たな許可の有効期間は、更新の許可の日から７年間となるので念のため申し添える。

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（平成二十八年法務省厚生労働省令第三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表第一 一～五　（略） 六　その他（七職種十作業） （略） 職種：コンクリート製品製造 作業：コンクリート製品製造 試験：コンクリート製品製造技能実習評価試験 試験実施者：一般社団法人全国コンクリート製品協会 職種：宿泊 作業：接客・衛生管理作業 試験：宿泊技能実習評価試験 試験実施者：一般社団法人宿泊業技能試験センター 七　（略） **別表第二** 一～六　（略） 七　その他（十六職種二十八作業） （略） 職種：コンクリート製品製造 作業：コンクリート製品製造 職種：宿泊 作業：接客・衛生管理作業 八　（略）	**別表第一** 一～五　（略） 六　その他（六職種九作業） （略） 職種：コンクリート製品製造 作業：コンクリート製品製造 試験：コンクリート製品製造技能実習評価試験 試験実施者：一般社団法人全国コンクリート製品協会 （新設） 七　（略） **別表第二** 一～六　（略） 七　その他（十五職種二十七作業） （略） 職種：コンクリート製品製造 作業：コンクリート製品製造 （新設） 八　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○環境省令第五号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）の規定に基づき、並びにこれらの法令を実施するため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年二月二十五日　　環境大臣　小泉進次郎

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
（産業廃棄物収集運搬業の許可の申請） **第九条の二**　（略） ２　前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。 一～十四　（略） 十五　申請者が令第六条の九第二号に掲げる者（以下「優良産業廃棄物収集運搬業者」という。）に該当するものとして法第十四条第二項の許可の更新を受けようとする者である場合には、次条第一号に掲げる基準に適合することを誓約する書面	（産業廃棄物収集運搬業の許可の申請） **第九条の二**　（略） ２　前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。 一～十四　（略） 十五　申請者が令第六条の九第二号に掲げる者（以下「優良産業廃棄物収集運搬業者」という。）に該当するものとして法第十四条第二項の許可の更新を受けようとする者である場合には、次条第一号に掲げる基準に適合することを誓約する書面

優良認定基準の見直しに係る改正省令の概要について

環境省は、優良認定基準の見直しに係る改正省令を2月25日に公布した。改正省令は、本年2月25日と10月1日の2段階の施行である。改正の概要は次の通りである。

１．令和2年2月25日施行

（１）優良認定の任意申請

優良認定の申請については、これまでどおり更新許可の申請時にあわせて行うとともに、新たに任意の時点（許可の有効期間の途中）での申請を可能とするための改正省令が2月25日に公布・施行された。

今回の省令改正では、優良認定基準のうち遵法性基準の適用対象期間（従前の許可の有効期間）を見直し、2月25日から「当該許可の前に受けていた許可の有効期間を含めた直近の5年間において特定不利益処分を受けていないことをもってこの基準（事務局注：「遵法性基準」）を満たすものとする」とされる。

例えば更新許可を取得して3年を経過した事業者の場合には、この更新許可の経過期間である3年と更新許可取得前の旧許可の有効期間のうち直近の2年分を合算して遵法性基準の「5年間」とし、当該更新許可の残り2年の有効期間を返上する形で優良認定を申請することが可能となる。

２．令和2年10月1日施行

（１）第三者機関による優良認定基準の一部の審査代行と適合証明書の発行

都道府県等が行う優良認定基準の審査のうち、「事業の透明性に係る基準」（透明性基準）の審査を代行する第三者機関を環境大臣が指定する（公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団が指定される予定）。

この第三者機関は、産業廃棄物処理業者の申請を受けて当該処理業者の透明性基準の審査を行い、基準に適合していれば「適合証明」を発行（有料）する。当該処理業者は、この適合証明を各都道府県等に提出することにより、透明性基準に係る各都道府県等への申請書類を省略することができる。

（２）「事業の透明性に係る基準」の基準項目の追加

①追加される基準項目の概要

優良認定基準のうち「処分業者の事業の透明性に係る基準」として、「処理を委託しようとする者に対して、処分後の産業廃棄物の持ち出し先の情報を開示することの**可否**」の公表を追加する。

②公表の考え方

中間処理業者が中間処理産業廃棄物の処分委託先や再資源化物の売却先等の取引先（持出先）に関する情報（取引先事業者名等）の開示を排出事業者から求められた時に、当該情報をその排出事業者に開示することの**「可否」**をインターネット上で公表する。

③公表の期間

原則として**「許可の更新の申請の日前６月間」**インターネット上で公表し、変更の都度更新を行わなければならない。

また、経過措置として、**令和２年 10 月１日から同年 12 月 31 日までの間に優良認定を申請する処理業者については、同年７月１日までに当該公表を開始すれば基準適合とされる**（7 月１日までに公表を開始しなければ、その期間中の申請は認められないことに注意）。

（「優良認定基準の見直しに係る省令改正の施行等スケジュール」を参照）

（３）「財務体質の健全性に係る基準」（財務基準）の見直し

直前３年のすべての事業年度において、自己資本比率が 10%を下回る場合であっても、「営業利益＋減価償却費が直近１年の事業年度において零を超えていれば基準適合」とするよう省令を改正する。

さらに、自己資本比率に係る基準の前提として、「直近３年のすべての事業年度において自己資本比率が零以上であること」を追加する（自己資本比率がマイナスである場合には債務超過の状態であり、経理的基礎の上でも適合性を欠く）。

以上

優良認定基準の見直しに係る改正省令の施行等スケジュール（令和2年4月～）

年月 改正事項	令和2年（2020年）									令和3年（2021年）	
	2～4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2
任意申請	2月25日改正省令施行（申請受付開始）										
第三者機関	審査代行業務稼働準備						審査代行・適合証明発行業務開始				
透明性基準（追加基準）							改正省令施行（追加基準の適用開始）				
10月～12月の間に申請する場合の公表期間の経過措置	公表準備（7.1までに公表）										
			さんぱいくん（産廃情報ネット）を利用したインターネット上での公表可能								
							申請可能				
（参考例）経過措置によらず10月に申請する場合の公表期間	インターネット上での公表（申請の日前6月間）										
							申請可能				
財務基準（新基準）							改正省令施行				